

出席者	住民	26人	市 大城市長・六條市民課長 政策推進課 山本補佐・繁森主事
担当課	事項	要望内容等	かこむ会での回答
総務課	※事前質疑 災害時の対応 について	<p>津波が発生した時に、避難者をどのように受け入れる体制を作るのか、明確にしてほしい。</p> <p>例えば、一時避難所から被害を受けていない地域へ移動することが考えられるが、その場合、被害を想定して被害を受けていない地域が、何人程度受け入れる必要があるのか、指定するべきではないか。それによって、必要な支援物資の配布をお願いしたい。</p>	<p>南海トラフ巨大地震などの大規模災害が発生した際には、まずは「自分の命は自分で守る」という意識を持ち、身の安全を最優先に行動していただきたい。</p> <p>その後、避難所への移動を検討することになるが、あらかじめ指定避難所を決めておくことは重要である一方で、発災直後に避難経路の安全を確認せずに移動すると、二次被害につながるおそれがある。このため、市としては、事前に一律で避難所を指定することは難しいと考えている。</p> <p>発災時には、できる限り早い段階で市内各地区の自主防災会等と連携し、道路や家屋などの被害状況、河川等の地理的条件を総合的に判断したうえで、開設可能な指定避難所を順次開設する方針としている。</p> <p>また、指定避難所以外にも、自治館や集会所などの自主的な緊急避難場所を含め、利用可能な施設を最大限活用していく必要があると考えている。</p> <p>双岩地区の指定避難所は、双岩小学校(校舎・体育館)、旧双岩中学校(校舎・体育館)双岩地区公民館、双岩保育所の4施設になり、それぞれの施設で想定収容人数を定めている。</p> <p>備蓄品に関しては、旧双岩中学校を防災拠点と位置付け、備蓄品の配備数を増やしている。今後も市の財政状況を考え、できる限りの備蓄に努めていきたいが、自助・共助の部分における各家庭や各自主防災会等における備蓄もお願いしたい。</p> <p>能登半島地震後に、避難所運営に携わった職員からは、能登半島地震直後は、避難所へ避難をし、その後安全を確認し、各家庭に帰り、食料や寝具等を避難所に持ち寄ったと聞いている。</p> <p>(参考)</p> <p>南海トラフ巨大地震が発生した場合における本市の避難者数の想定は、平成25年6月に公表した愛媛県地震被害想定調査結果(一次報告)における南海トラフ巨大地震(陸側ケース)冬の深夜、強風時が最大の被害となり、市内全域で19,833人となっている。</p> <p>この被害想定は、現在愛媛県が再度見直しをしており、今年度中には公表できるものと考えている。</p> <p>双岩地区の指定避難所の想定収容人数 双岩小学校体育館:226人 校舎:219人 旧双岩中学校体育館:270人 校舎:181人 双岩地区公民館:134人 双岩保育所:107人</p>

担当課	事項	要望内容等	かこむ会での回答
学校教育課	※事前質疑 閉校後の双岩 小学校の管理 について	4月に八幡浜市及び市教育委員会に提出した要望書についてお伺する。 ①小学校校舎については、教育委員会が安全管理を行うのか。 ②PTAや地元で行っていた周辺の草刈りや校庭の草引きは、市の負担で行われるのか。 ③階段状の花壇について、雑草が生えて困るので生えないようにしてもらえないか。	①現時点では、学校教育課で管理を行う予定である。 ②既に閉校している学校施設と同様に、草刈りや清掃については可能な範囲で地区公民館、老人クラブ等に委託したい。 (参考) 旧川之内小学校(川之内老人クラブ) 旧真穴中学校(真穴地区公民館) 旧双岩中学校(双岩地区自主防災会) 委託料:各年間8万円 ③山側からの水抜きに影響がでないよう、技術・金額的に可能な範囲で対応したい。
農林課	※事前質疑 放棄地の石垣 等修理の助成 金について	空き地(放棄地)に隣接する石垣などの修理にかかる費用の助成金はあるか。	民地の場合は、所有者で修理していただくこととなり、市で対応できることはなく、助成金等の支援もない。 状況にもよるが、例えば、市道に隣接する石垣が崩壊した時は、所管の建設課が市道の土砂等を撤去するなど、最小限の対応を行う場合もある。
社会 税 福 祉 課	住民税非課税 世帯に対する 給金について	市役所の課税ミスにより、本来受け取れるはずだった非課税世帯向けの給付金が受け取れなかった。遡って給付を受けられないか。	初めて聞いた内容のため、市役所に持ち帰り、どのような対応をしたか、遡って給付できないかを確認し、改めて報告する。 給付事業は期限が定められているため、制度上、遡っての給付は難しい可能性がある。 【補足】 課税誤りではなく、制度上5年遡及適用が可能なため対応した。当時、会社からの給与報告に基づき適正に処理しており、質問者と会社との年末調整において、今回遡及適用した事項が漏れていたと考えられる。令和3年4月分の給付金については、受付期間が終了しているため遡及対象外である。 【対応済み】 上記の補足内容を発言者に説明し、了承を得た。
市立病院	市立病院の診療 受付機及び 自動精算機に ついて	市立病院の診療受付機や会計の自動精算機について、高齢者には操作が分かりにくい場合がある。特に自動精算機については混雑時以外でも、サポートする人員を配置してほしい。	朝の混雑時には人員を配置しているが、時間帯によっては手薄になっているかもしれない。病院側と状況を確認し、高齢の方が困らないよう対応を考えたい。 【補足】 当院では、患者さんの待ち時間を短縮し、よりスムーズな会計を実現するため、自動精算機を導入している。 患者様の多い午前中については職員を配置し、操作が難しい患者様については説明しながら対応している。また、病気やケガ等で支払いに時間がかかる方や、財布からお金を出したり機械からお釣りを取ったりのサポートも行っている。 午後からの患者様が落ち着いた時間帯においては職員を配置していないが、操作方法が分からない場合は、ご対応するのでお気軽に近くの職員にお声がけいただきたい。 また、自動精算機のみでなく、これまで同様に銀行窓口での支払いも可能なため、ご活用いただきたい。 【自動精算機の使用方法について】 ① 受付でお渡しした番号札を置いて、バーコード部分を読み取ります。 ② 画面に表示されるお名前を確認して頂き、現金を投入し投入金額が間違いなければ確認ボタンを押してください。

担当課	事項	要望内容等	かこむ会での回答
市立病院	市立病院の診療受付機及び自動精算機について		(2ページの続き) ③ 精算が完了すると、お釣りがある場合はお釣りと、領収書や診療明細書が発行されますので、忘れずにお受け取りください。
政策推進課	3世代家族移住促進補助金について	3世代同居世帯向けの住宅改築補助金について、自宅が3世代で住んでおり、水漏れでリフォームが必要だが、この制度を利用できるか。	担当課に確認する。 【補足】 この補助金は、例えばUターンで祖父母の住む家に子育て世代が帰ってくるため住宅の改修が必要になった場合や、新築する場合等が対象となる。 【その後の対応】 ご相談があった方の世帯は、いずれも「移住者」ではなかったため、補助金交付の対象とはならなかった。
財政課	旧青石中学校の跡地利用について	旧青石中学校の跡地は今後どうなるのか。	地域から公民館建設の要望があるが、土地の所有権の問題が解決していない。土地所有者全員からの買い上げ同意が得られておらず、事業を進められない状況が続いている。 【補足】 青石中跡地の今後については、学校敷地全体が筆界未定となっており、これを解消し返却希望者に返却した後に活用するか、地権者から借り続けるしか土地を活用することができない状況である。現在は、地権者の方との交渉と並行して、買収以外の筆界未定の解消についても協議をしている。